

第145号 令和2年10月発行
— 目 次 —

〈特集〉

- ・ 工期に関する基準（中央建設業審議会勧告）について・・・・・・・・・・ 2
- ・ 課徴金に係る独占禁止法の改正について・・・・・・・・・・ 11
- ・ 令和3年度 不動産・建設経済局関係予算概算要・・・・・・・・・・ 15

〈機構主催の講習会〉

- ・ 機構主催の講習会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

〈建設業行政等〉

【行政情報】

- ・ 建設業法施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）・ 31
- ・ 建設工事紛争取扱状況（令和元年度）・・・・・・・・・・ 59
- ・ 令和2年度下請取引等実態調査の実施・・・・・・・・・・ 72
- ・ 入札契約適正化法等に基づく実施状況調査結果の公表・・・・・・・・ 74
- ・ 10月・11月・12月は「建設業取引適正化推進期間」です・・ 84

【監督処分情報】

- ・ 監督処分情報（7～9月）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88

〈独占禁止法関係〉

- ・ 独占禁止法改正法の施行に伴い整備する関係政令等について・・・・・・・・ 90
- ・ 独占禁止法改正法の施行に伴い整備する公正取引委員会規則等について（判別
 手続関係等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 98

〈建設業の裁判事例紹介〉

- ・ No74 し尿処理施設建設工事に関する公契約関係競売入札妨害、贈賄被告事
 件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 104

〈会員紹介〉

- ・ 株式会社佐藤渡辺・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 108

〈機構情報〉

- ・ 講習コース・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 112
- ・ 講習活用事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 114
- ・ 販売図書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 116
- ・ 法令遵守ポスター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 117

(特 集)

- ・ 工期に関する基準（中央建設業審議会勧告）について・・・・・・・・・・ 2
- ・ 課徴金に係る独占禁止法の改正について・・・・・・・・・・ 11
- ・ 令和3年度 不動産・建設経済局関係予算概算要求概要・・・・・・・・ 15

特集 1

工期に関する基準（中央建設業審議会勧告）について

適正な工期による請負契約の締結を促し、働き方改革を促進するため、「新・担い手 3 法」が成立し、中央建設業審議会が工期に関する基準を作成・勧告できるとされたことを踏まえ、同審議会は、令和 2 年 7 月 20 日「工期に関する基準」を決定し、同月 31 日にその実施を勧告しました。

本稿では、「工期に関する基準」の概略等について説明します。

（1）基準作成の背景

建設業は、社会資本整備の担い手であるとともに、民間経済を下支えし、災害時には最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う「地域の守り手」として、大変重要な役割を果たしています。建設業がその役割を果たしつつ、今後も魅力ある産業として活躍し続けるためには、自らの生産性向上と併せ、中長期的な担い手確保に向け、長時間労働の是正、週休 2 日の達成等の働き方改革を推進しなければなりません。一方、建設工事の発注者においても、自身の事業を推進するうえで建設業者が重要なパートナーであることを認識し、建設業における働き方改革に協力することが必要です。

また、建設業については、労働基準法上、いわゆる 36 協定で定める時間外労働の限度に関する基準（限度基準告示）の適用対象外とされていたが、第 196 回国会（常会）で成立した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（以下「働き方改革関連法」という。）による改正後の労働基準法において、労使協定を結ぶ場合でも上回ることでできない時間外労働の上限について法律に定めようとして、違反について罰則を科すこととされ、建設業に関しても、平成 31 年 4 月の法施行から 5 年間という一定の猶予期間を置いたうえで、令和 6 年 4 月より、罰則付き上限規制の一般則を適用することとされています。

建設業の働き方改革に向けては、民間も含めた発注者の理解と協力が必要であることから、建設業への時間外労働の上限規制の適用までの間においても、関係者一丸となった取組を強力に推進するため、平成 29 年 6 月には「建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」を設置し、8 月には「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」を策定したところです。さらに、同ガイドラインの浸透及び不断の改善に向け、「建設業の働き方改革に関する協議会」（主要な民間発注者団体、建設業団体及び労働組合が参画）の設置と併せて、業種別の連絡会議（鉄道、住宅・不動産、電力及びガス）を設置し、業種ごとの特殊事情や契約状況等を踏まえた対応方策の検討を重ねてきたところです。

政府としてこうした取組を進めている一方、現状でも通常必要と認められる期間に比して短い期間による請負契約がなされ、長時間労働等が発生しています。また、前工程の遅れや受発注者間及び元請負人一下請負人間（元請負人と一次下請負人間、一次下請負人と二次下請負人間など。以下「元下間」と言う。）の未決定事項の調整、工事内容の追加・変更等を理由に、工期が遅れる事例が散見されます。このような理由で工期が遅れた場合、契約変更により工期を延長することが望ましいが、受注者が早出・残業や土日・祝日出勤により施工時間を延長する等、必ずしも働き方改革に資するとは限らない対応がとられている場合もあります。

こうしたことを背景に、令和元年6月の第198回国会（常会）において、公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律を一体として改正する「新・担い手3法」が成立し、建設業法第34条においては、中央建設業審議会において建設工事の工期に関する基準を作成し、その実施を勧告することができることとなったことを踏まえ、本基準は、令和2年7月に、中央建設業審議会により作成されたものです。

（2）建設工事の請負契約及び工期に関する考え方

建設工事の請負契約については、建設業法第18条、第19条等において、受発注者や元請負人と下請負人が対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実に履行しなければならないことや、工事内容や請負代金の額、工期等について書面に記載すること、不当に低い請負代金の禁止などのルールが定められています。

加えて、令和元年6月には、働き方改革の促進のために建設業法が改正され、より一層の工期の適正化が求められることとなりました。

- ・ 請負契約における書面の記載事項の追加（第19条）：建設工事の請負契約の当事者が請負契約の締結に際して工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容を書面に記載しなければならない。
- ・ 著しく短い工期の禁止（第19条の5、第19条の6）：注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。また、建設業者と請負契約（請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに限る。）を締結した発注者がこの規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣等は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができ、国土交通大臣等は、この勧告を受けた発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。国土交通大臣等は、勧告を行うため必要があると認めるときは、当該発注者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

- ・建設工事の見積り等（第 20 条）：建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。
- （※）費用の見積りだけでなく日数も見積りをする。
- ・工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供（第 20 条の 2）：建設工事の注文者は、当該建設工事について、地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、その旨及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を提供しなければならない。
- ・工期に関する基準の作成（第 34 条）：中央建設業審議会は、建設工事の工期に関する基準を作成し、その実施を勧告することができる。

更に、請負契約の「片務性」の是正と契約関係の明確化、適正化のため、建設業法第 34 条に基づき、中央建設業審議会が、公正な立場から、請負契約の当事者間の具体的な権利義務関係の内容を律するものとして決定し、当事者にその採用を勧告する建設工事の標準請負契約約款である公共工事標準請負契約約款や民間工事標準請負契約約款等に沿った請負契約の締結が望まれます。

また、労働安全衛生法第 3 条においても、仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を附さないように配慮しなければならないこととされています。

受発注者間及び元下間においては、これら法令等の規定を遵守し、双方対等な立場に立って、工期を定める期間を通じて、十分な協議や質問回答の機会、調整時間を設け、天候、地盤等の諸条件や施工上の制約等、基準を踏まえて検討された適正な工期設定を行うとともに、本基準を踏まえた適正な工期設定を含む契約内容について十分に理解・合意したうえで工事請負契約を締結するのが基本原則です。なお、前工程で工程遅延が発生し、適正な工期を確保できなくなった場合は、元請負人の責に帰すべきもの、下請負人の責に帰すべきもの、不可抗力のように元請負人及び下請負人の責に帰することができないものがあり、双方対等な立場で遅延の理由を明らかにしつつ、元下間で協議・合意のうえ、必要に応じて工期を延長するほか、必要となる請負代金の額（リース料の延長費用、前工程の遅延によって後工程が短期間施工となる場合に必要となる人件費、施工機械の損料等の掛かり増し経費等）の変更等を行います。

（3）本基準の趣旨

本基準は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準であるとされています。当初契約や工期の変更に伴う契約変更に際しては、本基準を用いて各主体間で公平公正に最適な工期が設定される必要があります。その結果として、長時間労働の是正等の働き方改革が進むことで建設業が担い手の安

心して活躍できる魅力ある産業となり、他方、発注者としても自身の事業のパートナーが持続可能となることで質の高い建設サービスを楽しむことができ、相互にとって有益な関係を構築するための基準でもあります。

なお、著しく短い工期の疑義がある場合には、本基準を踏まえるとともに、過去の同種類似工事の実績との比較や建設業者が行った工期の見積りの内容の精査などを行い、許可行政庁が工事ごとに個別に判断します。著しく短い工期による請負契約を締結したと判断された場合には、発注者に対しては建設業法第19条の6に規定される勧告がなされ、また、建設工事の注文者が建設業者である場合には、国土交通大臣等は建設業法第41条に基づく勧告や第28条に基づく指示を行うことができます。加えて、入札契約適正化法第11条第2項では、公共工事においては、建設工事の受注者が下請負人と著しく短い工期で下請契約を締結していると疑われる場合は、当該工事の発注者は当該受注者の許可行政庁にその旨を通知しなければならないこととされています。

(4) 適用範囲

建設業法が、建設工事の全ての請負契約を対象にしていることを踏まえ、本基準の適用範囲は、公共工事・民間工事を問わず、発注者及び受注者（下請人を含む）、及び民間発注工事の大きな割合を占める住宅・不動産、鉄道、電力、ガスを含む、あらゆる建設工事が対象とされています。

(5) 工期に関する基準

工期に関する基準は全部で6章から構成されており、その概要につきましては、次のとおりです。

(建設業適正取引研究会)

工期に関する基準 概要



- 本基準は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である。

第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
 - (i) 多様な関係者の関与
 - (ii) 一品受注生産
 - (iii) 工期とコストの密接な関係
- (3) 建設工事の請負契約及び工期に関する考え方
 - (i) 公共工事・民間工事に共通する基本的な考え方
 - (ii) 公共工事における考え方
 - (iii) 下請契約

- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) 工期設定における受発注者の責務

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- (1) 自然要因
 - 降雨日・降雪日、河川の出水期における作業制限 等
- (2) 休日・法定外労働時間
 - 改正労働基準法に基づく法定外労働時間
 - 建設業の担い手一人ひとりが週休2日（4週8休）を確保
- (3) イベント
 - 年末年始、夏季休暇、GW、農業用水塔の落水期間 等
- (4) 制約条件
 - 鉄道近接・航空制限などの立地に係る制約 等
- (5) 契約方式
 - 設計段階における受注者（建設業者）の工期設定への関与、分離発注 等
- (6) 関係者との調整
 - 工事の実施する計画の説明会 等
- (7) 行政への申請
 - 新技術や特許公報を指定する場合、その許可がおりるまでに要する時間 等
- (8) 労働・安全衛生
 - 労働安全衛生法等の関係法令の遵守、安全確保のための十分な工期の設定 等
- (9) 工期変更
 - 当初契約時の工期の施工が困難な場合、工期の延長等を含め、適切に契約条件の変更等を受発注者間で協議・合意
- (10) その他
 - 施工時期や施工時間、施工法等の制限 等

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

働き方改革に向けた意識改革や事務作業の効率化、工事開始前の事前調整、施工上の工夫、ICTツールの活用等について、他の工事現場の参考となるものを優良事例として整理 ※詳細は別紙に整理

第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) 準備
 - (i) 資機材調達・人材確保
 - (ii) 資機材の管理や周辺設備
 - (iii) その他
- (2) 施工
 - (i) 基礎工事
 - (ii) 土工事
 - (iii) 躯体工事
 - (iv) シールド工事
 - (v) 設備工事
 - (vi) 機器製作期間・搬入時期
 - (vii) 仕上工事
 - (viii) 前面及び周辺道路状況の影響
 - (ix) その他
- (3) 後片付け
 - (i) 完了検査
 - (ii) 引き渡し前の後片付け、清掃等の後片付け期間
 - (iii) 原型復旧条件

第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産分野
- (2) 鉄道分野
- (3) 電力分野
- (4) ガス分野

第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
 - 駆け込みホットラインの活用
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた工期等の設定
 - 受発注者間及び元下間において、協議を行い、必要に応じて適切に契約変更
- (3) 基準の見直し
 - 本基準の運用状況等を踏まえて、見直し等の措置を講ずる

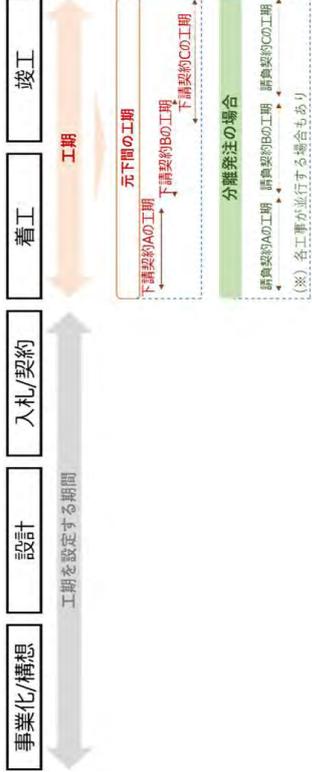
工期に関する基準 詳細 (1/4)

● 第1章では、本基準を作成した背景や、建設工事の特徴、請負契約及び工期に関する考え方（公共、民間（下請契約含む））、本基準の趣旨及び適用範囲、工期設定に受発注者の責務について記載。

第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
 - (i) 多様な関係者の関与
 - 建設工事の工期については、元下間などの各々の下請契約においても適正な工期が確保されるように全工程を通して適切に設定することが求められる
 - (ii) 一品受注生産
 - 供与目的に応じて、発注者から、一品ごとに受注して生産され、受注した工事ごとに、工程が異なるほか、目的物が同一であっても、天候や施工条件等によって施工方法は影響を受けるため、追加工事や設計変更、工程遅延が発生する場合があります
 - (iii) 工期とコストの密接な関係
 - 建設工事において、品質・工期・コストの3つの要素はそれぞれ密接に関係しており、ある要素を決定するに当たっては、他の要素との関係性を考慮しなければならぬ
- (3) 建設工事の請負契約及び工期に関する考え方
 - (i) 公共工事・民間工事に共通する基本的な考え方
 - 建設工事の請負契約については、建設業法第18条、第19条等において、**受発注者間及び元下間が対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実に履行しなければならぬ**
 - (ii) 公共工事
 - 建設業法に加え、**公共工事品質確保法や入札契約適正化法において公共工事独自のルール**が定められている
 - 元請負人は、工事を円滑に完成するため、**関連工事との調整を図り、必要がある場合は、元下間で協議・合意の上、工期や請負代金が生じる場合は、元下間で協議・合意の上、工期や請負代金の額を変更する**
 - (iii) 下請契約
 - 前工程で工程遅延が発生した場合は、**後工程がしわ寄せを受けることのないよう、元下間で協議・合意の上、工期や請負代金の額を変更する**

- (4) 本基準の趣旨
 - 適正な工期の設定や見積りにあたり**発注者及び受注者（下請負人含む）が考慮すべき事項の集合体**であり、**建設工事において適正な工期を確保するための基準**
- (5) 適用範囲
 - 本基準の対象は、公共工事・民間工事を問わず、発注者及び受注者（下請負人を含む）を含む、あらゆる建設工事の対象**
 - 本基準における**工期とは、建設工事の着工から竣工までの期間**



- (6) 工期設定における受発注者の責務
 - 公共工事、民間工事を問わず、建設工事の請負契約を締結するに当たっては、**適正な工期を設定できよう、契約の当事者が対等な立場で、それぞれの責務を果たす必要性がある**
 - 工期設定における**発注者 / 受注者が果たすべき責務**について規定

工期に関する基準 詳細 (2/4)



- 第2章では、自然要因や休日・法定外労働時間、契約方式、関係者との調整、行政への申請、工期変更等、工期全般にわたって考慮すべき事項について記載。

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- (1) 自然要因
 - 降雨日・降雪日（雨休率の設定 等）
 - 寒冷・多雪地域における冬期休止期間 等
- (2) 休日・法定外労働時間
 - 改正労働基準法の令和6年からの適用
 - 週休2日（4週8休）をすべての建設現場に定着させていくためには、建設業界が一丸となった意識改革が必要。価値観の転換のためには、4週8閉所の取組は有効な手段の一つであると考えられる。また、維持工事など、工事の特性・状況によっては、交代勤務制による建設業の担い手一人ひとりの週休2日（4週8休）の確保が有効な手段の一つであると考えられる。ただし、必ずしも4週8閉所等が適当とは限らない工事が存在することに留意。
 - 週休2日に当たっては、日給制技能労働者等の処遇水準の確保に十分留意し、労務費等その他の必要経費に掛かる見直し等の効果が確実に行き渡るよう、適切な賃金水準の確保等を図る。
- (3) イベント
 - 年末年始、夏季休暇、ゴールデンウィーク、地元の催事等に合わせた特別休暇・不稼働日 等
- (4) 制約条件
 - 鉄道近接、航空制限などの立地に係る制限
 - 周辺への振動、騒音、粉塵、臭気、工事車両の通行量等に配慮した作業や搬出入時間の制限
- (5) 契約方式
 - 契約方式によっては、受注者（候補者含む）が施工段階より前に工期設定に関与する場合がありますがあり、受注者の知見を設計図書等に反映し、受注者双方の協議・合意の上で、施工段階の適正な工期を確保していくことが重要

- 分離発注の場合は、発注者が、分離発注した個々の工事の調整を行い、適正な工期を設定すると共に、前工程の遅れによる後工程へのしわ寄せの防止に関する取組等を行う必要がある。

(6) 関係者との調整

- 電力・ガス事業者などの占有企業者等との協議調整に要する時間 等

(7) 行政への申請

- 交通管理者（警察）との道路工事等協議、道路使用許可申請等に要する時間 等

(8) 労働・安全衛生

- 労働安全衛生法等関係法令を遵守し、労働者の安全を確保するための十分な工期を設定することで、施工の安全性を確保するとともに、社会保険の法定福利費や安全衛生経費を確保することが必要であり、契約締結に当たっては、安全及び健康の確保に必要な期間やこれらの経費が適切に確保されることが必要 等

(9) 工期変更

- 当初契約時の工期で施工ができない場合、工期の延長等を含め、適切に契約条件の変更等を受発注者間で協議して合意したうえで施工を進める。
- 工期変更等に伴う工期延長や、工程遅延等が生じたにも関わらず工期延長ができず、後工程の作業が短期間での実施を余儀なくされる等の場合は、受発注者間で協議の上、必要な請負代金の額の変更等、適切な変更契約を締結。

(※) 受発注者間で契約条件の変更等をした場合には、その結果を適切に元下間の契約に反映

(10) その他

3

工期に関する基準 詳細 (3/4)

- 第3章では、準備段階・施工段階・後片付け段階の各工程において考慮すべき事項について記載。
- 第4章では、民間発注工事の大きな割合を占める住宅・不動産、電力、ガス、鉄道の4分野については、分野別の考慮事項を記載。

第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) 準備
 - (i) 資機材調達・人材確保
 - 資機材の流通状況や職種・地域により特定の人材が不足する場合があるため、必要に応じ、それぞれの調達に要する時間
 - (ii) 資機材の監理や周辺設備
 - 工所用資機材の保管及び仮置き場の設置や駐車場の確保、宿泊施設の手配等に要する時間 等
 - (iii) その他
- (2) 施工
 - (i) 基礎工事
 - 杭、山留等に関する考慮事項
 - (ii) 土工
 - 地山掘削、盛土工事に関する考慮事項
 - (iii) 躯体工事
 - 構法、鉄骨等に関する考慮事項
 - (iv) シールド工事
 - シールドマシンの制作時間、先行作業 等
 - (v) 設備工事
 - 荷揚げ設備による制約（クレーン、エレベーター、リフト、構台）やサッシ・建具の取り付けの遅れ等に関する考慮事項
 - (vi) 機器製作期間・搬入時期
 - (vii) 仕上工事
 - 地山掘削、盛土工事に関する考慮事項
 - 塗装工事・タイル工事等に関する考慮
 - (viii) 前面及び周辺道路条件の影響
 - (ix) その他
 - アスベスト対応（届出、前処理、除去作業、事後処理）に要する時間

- (3) 後片付け
 - (i) 完了検査
 - 自主・消防・官公庁等の完了検査に要する時間
 - (ii) 引き渡し前の後片付け、清掃等の後片付け期間
 - (iii) 原形復旧条件

第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産分野
 - (i) 新築工事
 - (ii) 改修工事
 - (iii) 再開発事業
- (2) 鉄道分野
 - (i) 新線建設や連続立体交差事業等の工事
 - (ii) 線路や駅等の改良工事
 - (iii) 線路や構造物の保守工事
- (3) 電力分野
 - (i) 発電設備
 - (ii) 送電設備
- (4) ガス分野
 - (i) 新設工事
 - (ii) 改修工事

工期に関する基準 詳細 (4/4)



- 第5章では、働き方改革・生産性向上に向け、他社の優良事例を参考にすることが有効である旨を記載。
- 第6章では、本基準を運用するうえで考慮すべき事項などを記載。

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

- 建設業の働き方改革や生産性向上を進めるに当たっては、自社の取組のみならず、他社の優良事例を参考に、様々な創意工夫を行っていくことも必要である。そのため、別紙として『週休2日達成に向けた取組の好事例集』から取組みを抽出し、別紙を作成『週休2日達成に向けた取組の好事例集』：https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/tk1_000178.html

第6章 その他

(1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応

法令違反行為の疑義情報を受け付ける**駆け込みホットライン**が設置されており、締結された請負契約が、本基準等を踏まえて著しく短い工期に該当すると考えられる場合は、**発注者、受注者、元請負人、下請負人**間、**下請負人**間、**適宜相談が可能**

著しく短い工期による請負契約を締結したと判断された場合には、許可行政庁は、建設業法第19条の6に基づき発注者に対する**勧告を行うことができる**ほか、勧告を受けた発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することが可能

(2) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた工期等の設定
 施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、手洗いなどの感染予防の徹底に加え、建設現場における「三つの密」の回避やその影響を緩和するための対策の徹底を図ることが必要
 国土交通省では、「三つの密」回避やその影響を緩和するための対策の徹底のため、ガイドラインを作成・周知

こうした施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等の取組を実施するに当たっては、入室制限に伴う作業効率の低下や、作業員の減少に伴う工期の延長、作業場や事務所の拡張・移転、消毒液の購入、パーティションの設置等に伴う経費増等が見込まれることから、あらかじめ請負代金の額に必要な経費を盛り込むほか、受発注者間及び元下間において協議を行った上で、必要に応じて適切な変更契約を締結することが必要

特に、「三つの密」回避に向けた取組の中で、前工程で工程遅延が発生し、**適正な工期を確保できなくなった場合は、元下間で協議・合意の上、必要に応じて工期の延長を実施**

サブライチエーンの分断等による資機材の納入遅れ、感染者又は感染疑い者の発生等による現場の閉鎖、現場必要人員の不足等により工期の遅れが生じた場合や、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言下において、特定警戒都道府県より労働調達を要する場合は、当該労働者の健康状態にかかる経過観察期間を要するため、受発注者間及び元下間において協議を行った上で、必要に応じて適切な工期延長等の対応をすることが必要

(3) 基準の見直し

今後、**本基準の運用状況を注視**するとともに、本基準の運用状況等を踏まえて必要がある場合は、**適宜、見直し等の措置を講ずる**。また、今後の長時間労働の是正に向けた取組や、i-Constructionなどの生産性向上に向けた技術開発、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた安全衛生の取組などの状況については、本基準の見直しの際に適宜検討し、必要に応じて本基準に盛り込んでいくことが必要

特集 2

課徴金に係る独占禁止法の改正について

1 改正の経緯

令和元年6月に成立、公布された独占禁止法改正法は、本年12月25日に全面施行されます（一部の改正規定は施行済）。

今回の改正は、課徴金に関し、調査協力による減算率の導入や算定期間の延長など制度の大幅な見直しを行うものです。

課徴金制度は、カルテルや談合を防止するため、昭和52年に導入されましたが、その後平成18年に、違反行為の情報を積極的に入手する目的で課徴金減免制度が導入されています。

以下、今回の改正内容について、その概要を説明します。

2 改正内容

(1) 課徴金の算定方法の見直し

企業のグループ化等経済環境が変化する中で、それらに対応した適切な課徴金を課することができるよう、以下のとおり算定方法について見直しが行われました。

なお、これまで課された課徴金の大部分は不当な取引制限（カルテル・談合）に関するものであり、不当な取引制限の課徴金は、対象商品・役務の売上額（算定期間は最大3年間。以下「算定基礎」）に、算定率（原則10%）を掛けて算定されます。

ア 算定基礎

- ・算定期間を3年から10年に延長
- ・談合金、談合に係る下請受注額、完全子会社等の売上額等を算定基礎に追加（談合金は100%が課徴金）
- ・違反事業承継子会社等は承継時期が調査開始前であっても課徴金賦課

イ 算定率

- ・中小企業算定率（4%）はグループ内に大企業が存在しない場合に限定
- ・他の事業者に対して隠蔽等を要求した事業者も主導的役割を行ったとして5割加算
- ・過去10年以内に完全子会社が課徴金納付命令等を受けた親会社や、過去10年以内に課徴金納付命令等を受けた違反事業を承継した事業者の違反行為に対しても、再度の違反として5割加算
- ・業種別算定率及び早期離脱による軽減算定率は廃止

(2) 新たな課徴金減免制度の導入

現行の課徴金減免制度では、減免申請順によって一律に減免率が決まりますが、調査協力のインセンティブを高めるため、協力度合い（事件の真相解明に資する程度）に応じた減算率を付加するなどの改正が行われました。

ア 調査協力による減算制度の導入

公正取引委員会の調査開始前申請順 1 位の事業者は、これまでと同じ全額免除になりますが、調査開始前 2 位以下及び調査開始後の申請者については、申請順による減免率がこれまでより低くなる一方、協力度合いに応じた減算率（調査開始前は最大 40%、調査開始後は最大 20%）が付加されます。

【図表 1】

イ 適用事業者数の上限の撤廃

現行制度では、減免を受けることができる事業者数が最大 5 社まで（かつ、調査開始後は最大 3 社まで）に限定されていましたが、違反行為に係る情報提供を広く求めるため、上限が撤廃されました。

ウ 公正取引委員会と事業者との協議

調査協力による減算率を決定するため、公正取引委員会と事業者との間で協議を行うという仕組みが設けられました。減免申請（改正で FAX からメールに変更）を行った事業者は、申請受理の通知を受け取った日から 10 日以内（土日祝日を除く）に協議の申出を行い、公正取引委員会との間で協力内容と減算率について協議を行うことができます。両方で合意が成立すれば、報告や資料提出を行い、合意した減算率を適用した課徴金納付命令が行われます。

減算率は、事件の真相解明に資する程度を評価することによって決定されますが、評価に当たっては、（減免申請時を含め）報告等の内容が、①具体的かつ詳細であるか否か、②事件の真相解明に資する事項（注）について網羅的か否か、③提出資料により裏付けられるか否かという 3 つの要素が考慮されます。3 つすべて満たす場合は、調査開始日前の減免申請者であれば 40% の減算率、調査開始日以後の減免申請者であれば 20% の減算率となり、2 つ満たす場合は、それぞれ 20%、10%、1 つ満たす場合は、それぞれ 10%、5% とされています。【図表 2】

減算率については、合意後に新たに把握する報告等も考えられることから、通常、上限と下限についての合意をするものとされています（上限は、通常、前記 3 要素の全てを満たした場合の 40% 又は 20%）。

（注）公正取引委員会規則において、違反行為の対象となった商品又は役務、違反行為の態様など 8 つの事項が規定されており、運用方針において、それらの具体例が示されています。

(3) その他の改正

- ・排除措置命令及び課徴金納付命令の除斥期間を、5年から7年に延長
- ・検査妨害罪の法人に対する罰金額の上限を、300万円から2億円に引上げ

また、独占禁止法改正による新たな課徴金減免制度をより機能させる等の観点から、公正取引委員会規則により、談合・カルテルに関する法的意見について事業者と弁護士（事業者から独立した弁護士）の間で秘密に行われた相談や回答に係る文書等で、一定の要件（対象外文書等が含まれていないこと、違反行為を行うことを目的としたものでないこと、適切な保管がなされていることなど）を満たすと判断されたものについては、審査官がアクセスすることなく事業者に戻付されることになりました。

3 改正を踏まえた留意点

今回の独占禁止法改正は、企業のコンプライアンスに大きな影響があるものです。課徴金の算定方法が厳格なものとなるため、それを踏まえて違反の未然防止をさらに徹底する必要があります。また、協力減算制度の導入により、これまで以上に違反行為が発覚しやすくなることが考えられます。社内調査等で談合やカルテルが発見されたときには、迅速な減免申請とともに、協議の申出を検討することが重要です。

図表 1

調査開始	申請順位	課徴金減免制度	調査協力減算制度
前	1位	全額免除	+最大40%
	2位	50%→20%	
	3～5位	30%→10%	
	6位以下	なし→5%	
後	最大3社 (調査開始日前を含め 最大5社まで)	30%→10%	+最大20%
	上記以下	なし→5%	

(公正取引委員会公表資料)

図表 2

調査開始日前	調査開始日以後	事件の真相の解明に資する程度
40%	20%	高い（全ての要素を満たす）
20%	10%	中程度である（二つの要素を満たす）
10%	5%	低い（一つの要素を満たす）

（公正取引委員会公表資料）

（建設業適正取引研究会）

特 集 3

令和3年度 不動産・建設経済局関係予算概算要求概要

令和2年9月に国土交通省が公表した令和3年度不動産・建設経済局関係予算概算要求概要のうち、建設市場の環境整備に係るものについて抜粋し、以下に掲載します。

3. 建設市場の環境整備

(1) 建設産業の働き方改革の実現

198百万円（前年度92百万円）

令和元年4月より施行された働き方改革関連法の成立に伴い、建設業については、令和6年4月より、時間外労働の上限規制が適用されることとなった。

長時間労働の是正等、建設業における働き方改革の推進に向けては、関係者が総力を上げて取り組むことが必要である。そのためには、第198回国会（常会）において成立した新・担い手3法の趣旨も踏まえ、建設業の担い手（技術者・技能者）の確保・育成や長時間労働是正のための実効性のある制度運用、建設業者が自ら生産性向上に取り組みやすい環境の整備を図るとともに、コロナ禍において建設業における非接触・リモート型の新技術の導入など、感染拡大防止と経済再生の両立を図っていく。

<内 容>

○適正な工期設定・施工時期の平準化等による働き方改革の推進

改正建設業法等を踏まえ、引き続き、適正な工期設定や施工時期の平準化の推進、生産性向上の取組強化等に向けて、以下の施策を実施

- ・「工期に関する基準」について、民間発注工事における当該基準の活用状況の調査・分析や活用事例等の周知、内容拡充等の要否の検討
- ・全地方公共団体の入札契約適正化の取組状況を調査・公表するとともに、個別団体への改善支援及び進捗状況・取組の「見える化」等を通じた施工時期等の平準化を推進
- ・近年の建設業界の生産性向上の取組（ICTツールの活用等）について、海外事例や国内の先進的な事例を調査
- ・2027年を視野に入れた『建設産業政策2017+10～若い人たちに明日の建設産業を語ろう～』で打ち出した施策について、進捗状況のフォローアップや検証を行い、今後の対応の方向性を調査

○建設技術者の働き方改革の推進

建設業の担い手確保・育成や長時間労働の是正のため、以下の施策を実施

- ・新設された「専門工事一括管理施工制度」や「監理技術者補佐制度」の効果検証を行うとともに、ICT技術の活用等を生かした制度の拡充を検討
- ・若手技術者や外国人技術者の活用に向け、今後の技術者制度のあり方、資格取得の促進策や遠隔での技術研鑽の方策等について調査・検討を実施
- ・技術検定試験手続きや技術者資格取得手続き等の電子申請化や、不正防止対策等へのデータの活用に向けた調査・検討を実施

○新・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体改正）の概要

品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～ <議員立法>

<p>○発注者の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> 適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮） 施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等） 適切な設計変更（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用） <p>○受注者（下請含む）の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> 適正な請負代金・工期での下請契約締結 	<p>○発注者・受注者の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報通信技術の活用等による生産性向上 	<p>○発注者の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択 災害協定の締結、発注者間の連携 労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用 	<p>○調査・設計の品質確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の名規定の対象に追加
<p>働き方改革の推進</p>	<p>生産性向上への取組</p>	<p>災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保</p>	
<p>○工期の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告 著しく短い工期による請負契約の締結を禁止（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表） 公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法> <p>○現場の処遇改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会保険の加入を許可要件化 下請代金のうち、労務費相当については現金払い 	<p>○技術者に関する規制の合理化</p> <ul style="list-style-type: none"> 監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認 主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要 	<p>○災害時における建設業者団体の責務の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化 <p>○持続可能な事業環境の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営管理責任者に関する規制を合理化 建設業の許可に係る承継に関する規定を整備 	

建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～ <政府提出>

○適正な工期設定等による働き方改革の推進

「工期に関する基準」のフォローアップ・活用事例の周知
(令和2年7月 中央建設業審議会作成・勧告)

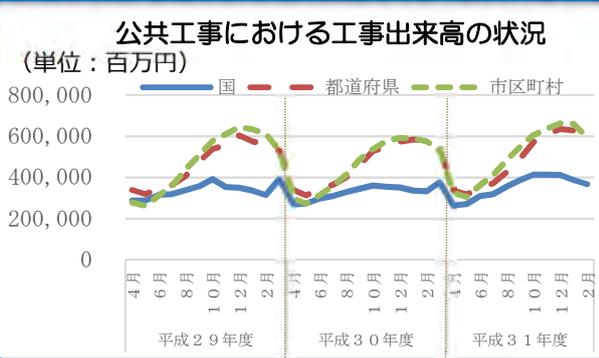
第1章 総論
第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項
第3章 工程別に考慮すべき事項
第4章 分野別に考慮すべき事項
第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について
第6章 その他

生産性向上の取組事例の調査・普及



⇒全国の工事現場での働き方改革の推進

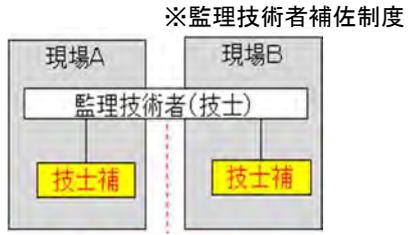
○施工時期の平準化等による働き方改革の推進



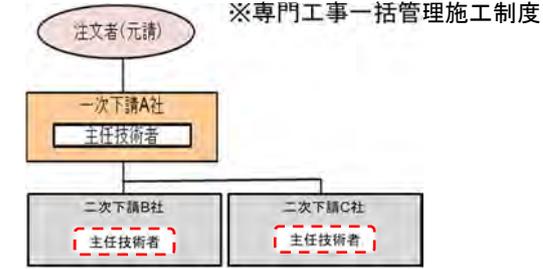
- <建設業者（受注者）に期待される効果>
- 年間を通じた安定的な工事の実施による経営安定化
 - 人材や機材の実働日数の向上や効率的な運用
 - 技能者の処遇の改善（特に休日の確保等）
 - 稼働率の向上による機械保有等の促進
- <発注者に期待される効果>
- 入札不調・不落の抑制など、安定的な施工の確保
 - 中長期的な公共工事の担い手の確保
 - 発注担当職員等の事務作業の負担軽減

○建設技術者の働き方改革の推進

<元請の監理技術者>



<下請の主任技術者>



技士補の専任配置により、監理技術者は兼務可能 施工技術が画一的な特定の工事では、主任技術者の設置を不要化

(2) 建設産業の担い手確保・育成

誰もが安心して働き続けられる環境整備

40百万円（前年度31百万円）

建設業の担い手の確保・育成に向け、女性の定着促進及び社会保険加入の徹底・定着に取り組むことにより、安心して働き続けられる環境の整備を図る。

<内 容>

○建設産業における女性の定着促進を通じた働き方改革

「新たな日常」に向けた建設産業のデジタル化・スマート化等の動きも踏まえつつ、令和2年1月に国土交通省及び業界団体等が共同で策定した「女性の定着促進に向けた建設産業行動計画」に基づき、建設業における女性の定着促進に向けた取組を行う

○社会保険加入の徹底・定着

社会保険未加入企業に対し建設業許可・更新を認めない仕組みとする改正建設業法施行を受け、法定福利費を適正に行き渡らせるための施策と労働者単位での社会保険加入の徹底・確認強化を図るため、以下の取組を実施

- ・建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会（関係省庁、業界団体等で構成）の開催
- ・法定福利費の更なる見える化の推進や法定福利費等の支払い状況実態調査の実施
- ・社保加入要件化に伴う一人親方化の実態把握、偽装請負防止に必要な取組の実施

女性の定着促進

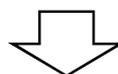
将来の担い手不足が課題となる中、女性の入職促進・就業の継続を実現することが重要

	建設業	産業計
女性の離職者数/入職者数	71.4%	92.2%
入職者に占める女性の割合	20.5%	54.4%

※令和6年までの間、それぞれ前年度比で減少（増加）させることが目標。

雇用動向調査（平成30年）を基に国土交通省で算出

「女性の定着促進に向けた建設産業行動計画」の策定



- 女性の定着促進に向けた調査（キャリアパスやロールモデル集の作成等）
- 各地域において女性定着に取り組む団体の取組支援（出前講座、ワークショップ・ICT活用に向けた研修会等の支援や取組成果の共有・横展開）

社会保険加入

【企業単位・3保険の加入割合の推移】

H23.10	84%
H24.10	87%
H25.10	90%
H26.10	93%
H27.10	96%
H28.10	96%
H29.10	97%
H30.10	97%
R1.10	98%

下請の次数が上がるほど加入割合は低下

元請：99.6%
1次下請：98.9%
2次下請：97.2%
3次下請：93.6%

【協議会の開催】

- ・協議会を中心に、関係省庁、建設業団体等が連携して、建設業における社会保険加入対策や処遇改善の取組を推進

【イメージ】



※公共事業労務費調査（令和元年10月調査）

建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた官民施策パッケージの推進

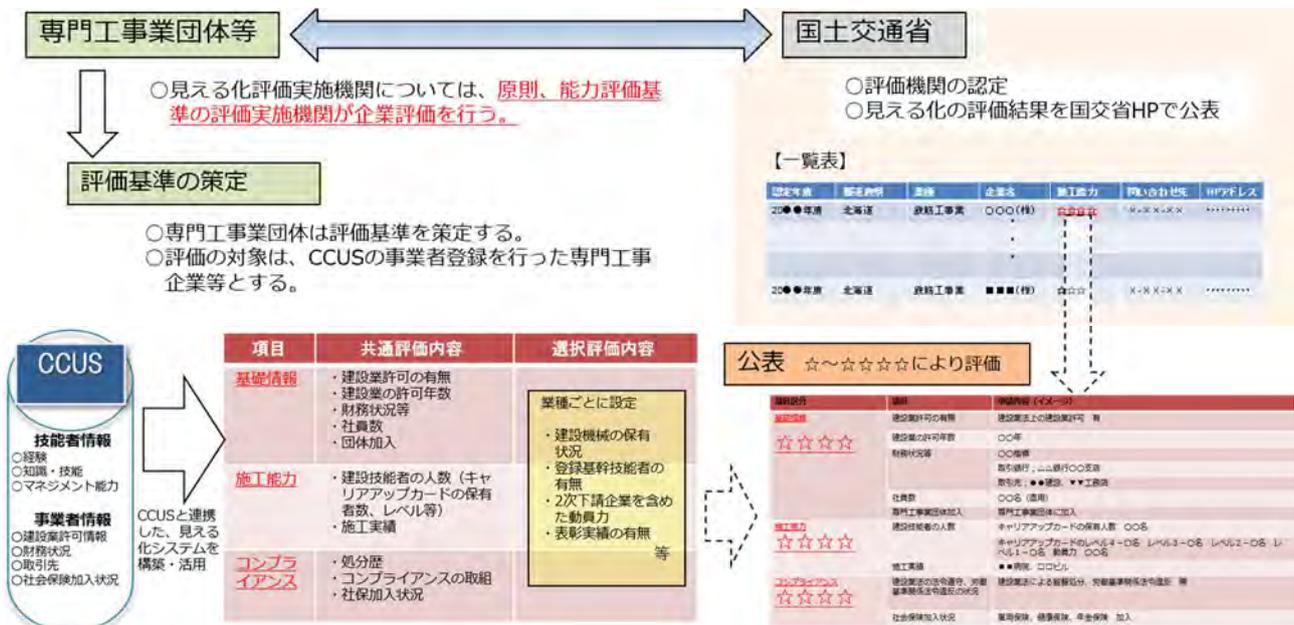
197百万円【新規】

令和2年3月に取りまとめた「建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた官民施策パッケージ」において、建設技能者の技能と経験に応じた賃金支払い・処遇改善と、現場の生産性向上を図るため、令和5年度からの建設業退職金共済制度の建設キャリアアップシステム（CCUS）完全移行及びそれと連動したあらゆる工事におけるCCUS完全実施を目指すとしており、以下の取組を行うことにより本施策パッケージの推進を図る。

＜内 容＞

- 専門工事企業の施工能力等の見える化及び技能者の定着促進、技能習得・研鑽
 - ・CCUS や建設技能者の能力評価制度と連動した専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度の普及・活用を目指し、説明会やPR 活動を実施
 - ・見える化評価制度の普及・定着に向けて、利便性向上や評価申請者の負担軽減の方策等について調査検討を実施
 - ・技能者を対象に、建設技能のスキル向上を図るための「特別講習」の実施、ICT を活用した熟練技能者の技能・技術の見える化により、効率的な技能習得・研鑽を推進
 - ・能力評価制度の活用を進め、技能に応じた処遇実現・モチベーション向上・定着促進

＜専門工事企業の見える化制度の概要＞



建設分野における外国人材の適正な活用の推進

280百万円（前年度181百万円）

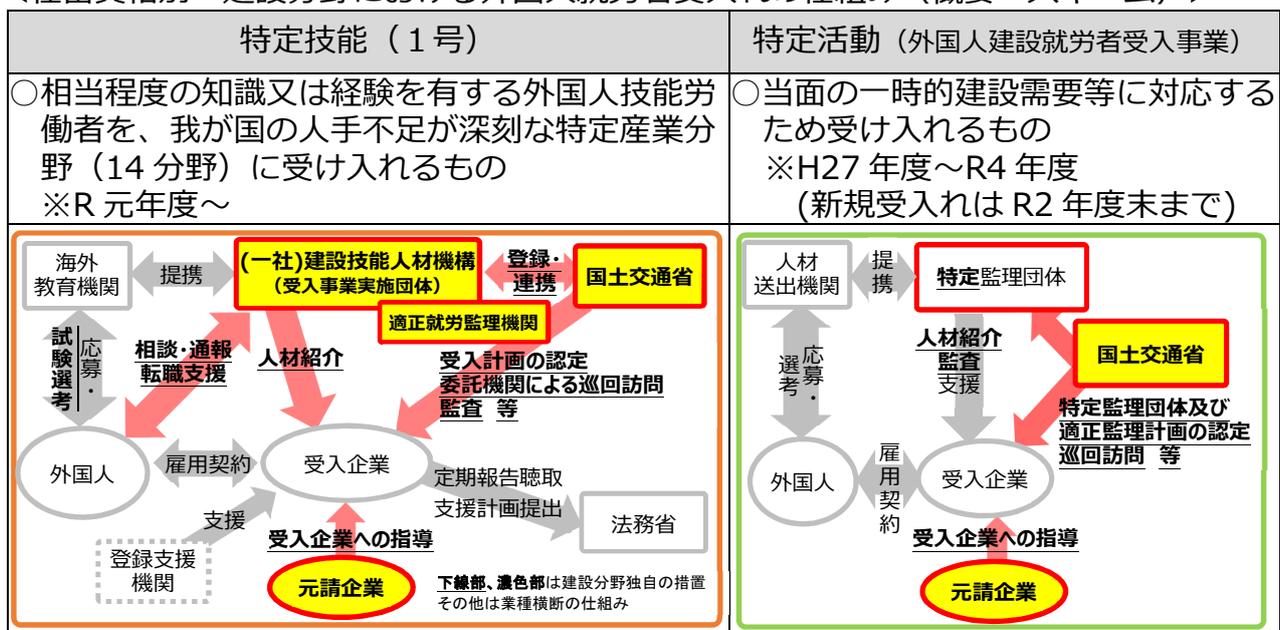
将来的に生産性向上や国内人材確保の取組を行ってもなお不足すると考えられる労働力を、外国人材の受入れによって中長期的に確保する必要がある。引き続き、有為な外国人材を確保するため、外国人材の適正な処遇の確保等の環境整備を行う。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、特定技能外国人受入数が伸び悩む中、ウィズ/ポストコロナを見据え、円滑な受入れを促進する。

<内 容>

- ウィズ/ポストコロナを見据えた特定技能外国人の円滑な受入れの促進
 - ・ 現地教育訓練・試験の実施促進（講師・試験官の育成）
 - ・ 現地送出国等と連携した元実習生等の募集・確保と受入企業とのマッチング支援
 - ・ 国内の技能実習生等と受入企業とのマッチング支援
 - ・ 2号試験・大都市偏在対策・業務区分整理含めた受入ニーズ調査（国内） 等
- 外国人材の適正な就労の監理
 - ・ 受入企業に対する監査
 - ・ 受入企業等に対する巡回訪問・母国語相談
 - ・ 外国人材の受入状況（賃金水準を含む）に係る実態把握調査
 - ・ 外国人材就労管理システムの維持・運営 等

<在留資格別 建設分野における外国人就労者受入れの仕組み（概要・スキーム）>



<「建設特定技能受入計画」における国土交通大臣認定の主な審査基準>

- (1) 同一技能の日本人と同等額以上の賃金を支払うこと
- (2) 特定技能外国人に対して、月給制により報酬を安定的に支払うこと
- (3) 建設キャリアアップシステムに登録していること

建設職人の安全・健康の確保の推進

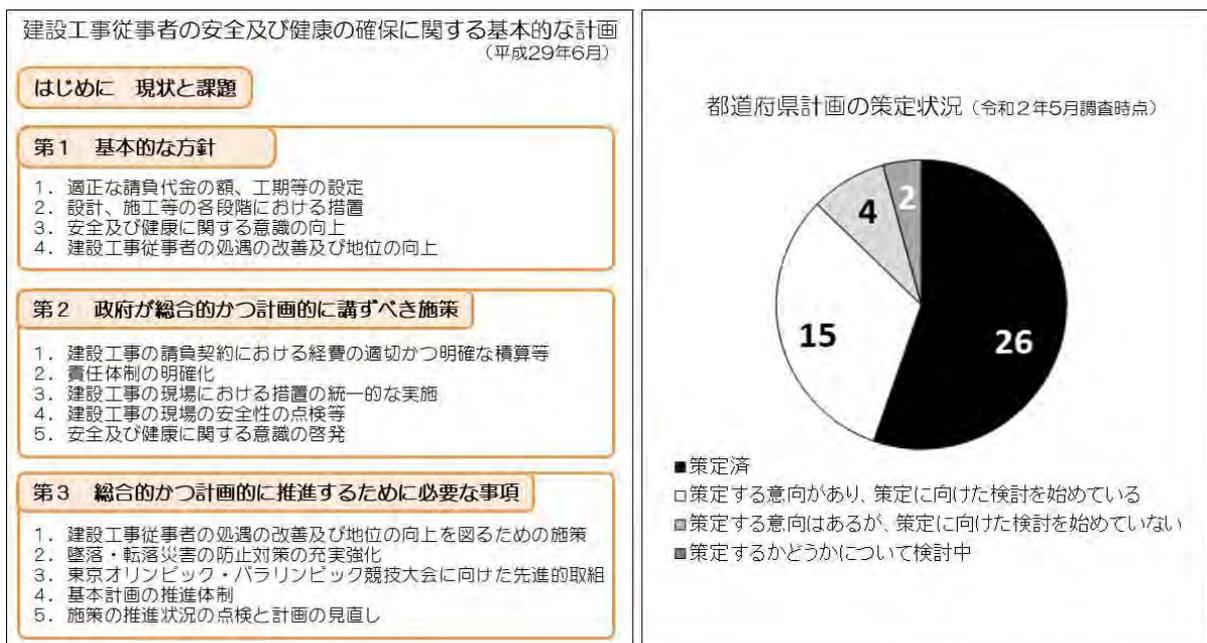
17百万円（前年度 11百万円）

建設工事の現場での災害により、いわゆる一人親方等を含めた建設工事従事者全体で年間約400人もの尊い命が失われている。このような状況の中、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）」に基づく基本計画（平成29年6月9日閣議決定）が策定され必要な施策を展開しているところである。

今年度は基本計画について施策の進捗状況の点検・評価を行っており、来年度は計画の点検・評価を踏まえ、安全衛生経費の着実な支払いに必要なツール、安全衛生推進のためのテキストの作成、安全衛生経費の重要性や必要性を認知させるための戦略的広報ツールの作成等を行い、建設職人の安全・健康の確保の推進を図る。

<内 容>

- 安全衛生経費の着実な支払いに必要なツール作成
 - ・「安全衛生対策項目の確認表」の作成
 - ・安全衛生経費の内訳明示のための「標準見積書」の作成
- 安全衛生の推進のための取り組み
 - ・安全衛生経費に関する研修プログラム・テキストの開発
 - ・地方ブロック建設工事従事者安全健康確保推進会議の開催
- 安全衛生経費の重要性・必要性に関する戦略的広報
 - ・安全衛生経費に関するポータルサイトの構築
 - ・安全衛生経費に関するリーフレットの作成



安全衛生経費の推進に向け、今後、幅広い取組を展開

取組の一つとして、テキストの開発、地方ブロックでの会議開催等により地方計画の策定を支援

(3) 建設産業の生産性向上

地域建設産業の生産性向上及び持続性の確保

14百万円（前年度9百万円）

中小・中堅建設企業の生産性向上は必要不可欠であるが、個社レベルでは投資資金・人材に限られており、またノウハウが十分に蓄積されておらず、取組が進捗していない。

そのため、技術革新への対応や企業活動の継続促進に関する相談支援等を行うことで、地域における中小・中堅建設企業の生産性向上と持続性確保を推し進めるとともに、新型コロナウイルスを契機としたデジタル化に向けた普及啓蒙を通じて、建設業におけるDXを促進する必要がある。

<内 容>

- ・建設産業に精通した中小企業診断士等の専門家よりアドバイスを受けられる「相談支援」、また、特に中小・中堅建設企業が抱える課題解決の参考となるモデル性の高い取組を重点的に支援する「重点支援」を実施
 - <推進する主な取組>
 - ・技術革新への対応（ICT技術など）
 - ・企業活動の継続促進
- ・本支援での事例を通じて、取り組む際の手法や留意点等に関する手引きや事例集を作成し、効果的な横展開を実施

重点支援は下記の生産性向上等に係る取り組みを中心に実施

技術革新への対応

- BIM・CIMにより設計・施工環境の高度化

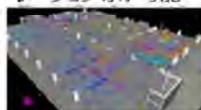
従来

2次元図面で整合確認



BIM/CIM

3次元で確認・シミュレーション等が可能



- ICTによる現場管理などの効率化の促進

例)

- ・現場情報の一元管理ソフトの導入
- ・ARによる出来高検査の効率化



企業活動の継続促進

- 改正建設業法等（※）を活用した事業承継の推進
- 今後、増加が見込まれるM&Aによる第三者承継にフォーカス



- 1) 戦略的なエリアの拡大
➢ 移動口削減、人員の効率的な活用
- 2) 事業の拡大
➢ 工種拡大、多能工化などの推進
- 3) 労働力の確保
➢ 施工体制の維持・拡大

(※)

【円滑な事業承継制度の創設】
事前認可により許可の空白期間なく円滑に事業承継できる仕組みの創設
【経営管理責任者要件の緩和】
個人に求めていた経営能力を、組織として担保出来るよう要件緩和することで、継ぎ手を確保

事業承継による効果

- ・生産性向上に寄与
- ・重層下請構造の改善
- ・地域中小中堅企業の強化

業界内への効果的な水平展開により中小・中堅建設企業の生産性向上・持続的な成長を確保